

## 商事判例研究

九州大学産業法研究会

早川, 勝

<https://doi.org/10.15017/1841>

---

出版情報 : 法政研究. 52 (1), pp.111-117, 1985-09-17. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 判例研究

### 商事判例研究

#### 九州大学産業法研究会

役員選任の株主総会決議取消の訴えの係属中に当該役員が死亡又は退任した場合においてもなお決議取消しの訴えがその利益を失わないとされる特別の事情

昭和五七年一〇月一四日東京高裁判決

金融商事判例六六六号一七頁、判例タイムズ四八七号一五

九頁

〔事実〕 Y会社（被告、控訴人）は、昭和五四年一〇月三日の定時株主総会で役員選任決議（以下本件決議）をなしたところ、Y会社の発行済株式八一万六、〇〇〇株のうち六万六、〇〇〇株を所有する株主X（原告、被控訴人）は、同年同月一六日に発せられた招集通知には役員選任を議題とする旨の記載を欠いていたことを理由に、右株主総会招集手続に瑕疵があるとして、本件決議の取消を求めて訴を提起した。

これに対して、Y会社は、Y会社が個人的色彩の濃い会社であり、Xを含む全株主が予め役員選任の議題について認識していたこと、招集通知の後、昭和五四年一〇月二五日に追加議題

の通知がなされたので、招集手続の瑕疵が治癒されていること、さらに、XはY会社の代表取締役副社長の立場を利用して、同人が代表者であるN会社により振出された総額約三億一、八〇〇万円の約束手形にY会社名義で裏書したため右手形金債務を負担することとなり、右事態による倒産回避の方策として、K信用金庫の融資をえるための条件として旧役員の辞任とK信用金庫が認めた役員を選任することになったものであるから、Xの本件決議取消の訴えは却って株主権行使の濫用となると主張した。第一審（横浜地裁川崎支部）は、Xが役員選任の議題を認識していたと認める証拠はなく、仮に認識していたとしても商法二三二条に定める手続の履践が不要とはならないこと、また役員選任を追加議題とする旨通知していたとしても、それは会日の五日前のことであり、法定要件を欠いており手続上の重大な瑕疵を治癒するものとはいえないこと、さらに仮に本件請求が株主権行使の濫用の事情が存するとしても、「Xが株主として、いわゆる株主の共益権である商法二四七条に定める決議取消権を行使すること」を妨げるものではないとの理由の下に、瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないとしても、その性質・程度において重大な瑕疵が存する旨判示し、Xの請求を認容した（横浜地裁川崎支部昭和五六年七月一八日判決）。そこで、Y会社は、本件決議に基づいて選任された取締役のうちO、Sは昭和五五年二月二六日、同年三月三〇日に夫々死亡のため終任しており、またその他の取締役、監査役らも昭和五

六年十一月一九日の株主総会終結後に任期満了により終任して  
 いるので本件決議取消の訴えは、訴えの利益を欠くことになっ  
 たとして原判決の取消とXの申立の却下を求めて控訴した。こ  
 れに対して、Xは、本件決議が取消されると、任期中に会社が  
 支払った役員報酬および役員交際費はY会社に返還されるべき  
 ものとなること、さらにY会社の代表取締役が昭和五五年一  
 月頃K信用金庫との間でなした会社借入金利率引上げの約定  
 も無効となり、Y会社に顕著な利益をもたらすことが明白とな  
 るとの特別事情が存在し、それ故、本件決議取消の訴の利益は  
 失われていない旨主張した。Xの右主張に対して、Y会社は、  
 会社は役員を置き役員に役員報酬を支払うのが一般であり、か  
 かる支払により会社に損害が生ずるものとはいえず、このこと  
 が特別の事情にあたるとはいえないこと、また仮に本件決議が  
 取消されても、Oらは事実上役員としての職務を行ってきたの  
 であるから、報酬などの支払が法律上の原因を欠くことにはな  
 らず、報酬などの返還請求訴訟の提起について本件決議の取消  
 につき確定判率をえておくことは不要であること、さらにOが  
 なした右利率引上げの約定は、既に以前にK信用金庫に差入れ  
 た金庫取引基本契約書および信用金庫取引基本契約に基づいて  
 なされたものであり、実質的にも不当なものではないと反論し  
 た。控訴審ではY会社の主張が認定され、原判決を取消した  
 上、Xの訴えを却下した。

## 〔判旨〕

一、「役員選任の株主総会決議取消しの訴えの係属  
 中、その決議に基づいて選任された取締役ら役員がすべて任期  
 満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役ら  
 役員が新たに選任されたときは、特別の事情のない限り、右決  
 議取消しの訴えは、訴えの利益を欠くことになるが（最高裁判  
 所第一小法廷昭和四五年四月二日判決・民集二四卷四号二二三  
 頁）、当該役員の一部が右任期満了前に死亡により終任してい  
 るときも同様であると解すべきである。」

二、「Xは、右特別の事情として、本件決議が取消され  
 ると、(1)Y会社は、当該役員らに支給した報酬、交際費を取戻す  
 ことができること、(2)右決議に基づき選任された取締役らによ  
 って選任された代表取締役OがK信用金庫との間でした借入金  
 の利率の改定の約定を否定することができることを主張する。

なるほど、本件決議が取消されると、右決議に基づく役員  
 の選任は遡って効力を失うこととなり、役員らに支給された報  
 酬、交際費は、一応、法律上の根拠を欠くことになるし、右取  
 締役らによって構成される取締役会によって選任された代表取  
 締役のした行為には瑕疵があることになる。逆に、右決議の取  
 消しが許されないとすると、当該役員らの地位を否定すること  
 はできなくなり、役員でなかったことを理由としては、役員報  
 酬や交際費の返還を求めることや代表取締役の行為の効力を争  
 うことはできなくなる。右のような観点からすると、本件決議  
 を取消することに全く異議がないとまではいえることはできない。

しかし、右特別の事情があるというためには、当該役員らの行為によって会社（ひいては株主）が損害を蒙り、しかも、その損害を回復するためには、株主として、右役員らの地位を否定する以外に方途がない場合であると解すべきである。そのような観点から考えると、X主張の前記諸事情は、なお右特別の事情とはならないといわなければならない。何故ならば、Oらに対する役員報酬、交際費は、それが著しく過大なものであった等の証拠はなく、……むしろ、何人が役員であっても会社が通常支給する程度のものであるから、その支払が会社が受けた損害であるということはできないし、仮にもその支払が違法、不当であり、支払額の範囲内で会社に損害が生じたとしても、当該役員らの地位を否定しておかなくてもその損害を回復する途がないというわけではない。また、K信用金庫からの借入金の利率改定は、…当該役員らの就任前になされた…K信用金庫に対する事前同意に基づく、経済状況の変動等による通常の貸付利率の改定であることが認められるので、その利率引上分に相当する利息の支払が会社の受けた損害であるということはできないし、仮にもその改定が違法、不当であり、右利率引上げ分の利息支払額相当の損害を会社に与えたことになるとしても、あえてOが代表取締役であったことを否定しておかなくても、損害回復の途がないというわけではない。」

三、「Xの本件決議取消しの訴えは、右決議に基づき選任された役員ら全員の終任と…株主総会決議に基づく新役員を選任

により、訴えの利益を欠くに至ったものというべきである。」

#### 〔研究〕 判旨の結論に賛成。

一、株主総会決議取消の訴えは、形成訴訟といわれる。形成訴訟は、法が類型毎に個別的に認める場合に許されるものであるから、所定の要件を備えた訴えであれば、訴えの利益は原則として問題とならない。しかし、訴訟係属中の事情の変化に伴い、訴えの目的たる法律関係を変動させることが無意味になるときは訴えの利益を欠くことになる（三ヶ月、民事訴訟（補正版）七九頁、新堂、民事訴訟法（第二版）一八七頁）。したがって、総会決議取消の訴えも、取消の対象が訴訟係属中事情の変化により消滅した場合、訴えの利益を欠くことになり、形成判決をなす実益はなくなる。この点について、本判決が引用する最判昭和四五年四月二日（民集二四・四・二二三。本件解説、後藤・法曹時報二三・九・二一五判解昭四五年四七四事件、本件判批、石川・民商六三・六・八九一、鴻・百選（新版）一一一、菅原・昭和四五年重要判例ジュリ八四二・八〇、竹内・法協八八・九・一〇・一一九（判例商法I一七八）、福田・早法四七・一・二〇三、鈴木・続民事訴訟百選八三、田中（昭）・百選（三版）六六、本間・民事訴訟百選（二版）一一八）は、役員選任の株主総会決議取消の訴えの係属中、その決議に基づいて選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役ら役員が新た

に選任された事案について、右決議取消の訴えは、特別の事情のない限り訴えの利益を欠くに至るものと判示した。本判決は、右最高裁判決が留保した「特別の事情」につき、裁判所がその具体的基準を明確にした点に意義が認められる。

二、本判決は、任期満了前に死亡したことに基づく取締役の終任を任期満了による退任の場合と同様に扱う。双方の事例において、役員の選任が新たに総会で決議されれば、訴えにより否定すべき役員はもはや存在しないことになり、訴えの利益を欠くに至る点は共通であり、この点について異論はない。役員が任期満了前に辞任した後、役員選任決議がなされた場合も同様に考えることができよう。

三、取消の訴えの係属中に事情が変更した場合、訴えの利益を欠くに至るのは、例外的な事例といえる。前記最高裁判決は、その例外的事例において、「特別の事情」があれば訴えの利益がなお存続することを認める。そのことは、例外的事例は「特別の事情」を契機として原則的事例に復帰することを意味する。したがって、訴えの係属中に事情が変化しても、特別の事情の存在を主張すれば、本件判旨が言及しているように、「本件決議を取消することに全く異議がないとまでいうことはできない」ことになる。この点に関して、本件判旨は、取締役選任決議取消判決の遡及効の肯定を前提としている。本判決の立場は、大審院以来の判例（大判明治三六・四・六民録九、三八三、大判明治四〇・一・二四民録一三、一〇）の立場であり、

通説も同じ見解に立つ（大隅Ⅱ今井・新版会社法論中Ⅰ、一一九、鈴木Ⅱ竹内、会社法一八九）。しかし、このような見解によれば、すでに進展した法律関係も初めに遡って否定することとなり取引の安全、ひいては法的安定性にとるとして、遡及効の有無を一律に論ずるのではなく、決議事項を類型化し、それ自体完了的な意味をもつ個別事項の決定に関する決議については遡及効を肯定し、決議の成立を前提として諸般の社団的または取引行為が進展するような決議については遡及効を否定する（石井、会社法上、二八四、参照、谷川・注釈会社法（４）二〇一以下、佐賀地判昭和三四、二、一九、下、民集一〇、二、三二三）かあるいは取消を前提として主張される効果が会社に及ぶかどうかにより判決の効力を個別的に考慮すべきとする見解（竹内・判例商法Ⅰ一九一、同旨北沢・会社法（新版）三〇九）も有力に主張されている。有力少数説によれば、任期中に行なった取締役の行為については、取引の安全の観点から取締役選任決議の取消判決の効果は遡及しないことになるので、訴えの利益を維持する特別の事情はいずれにしても問題とならないかまたは特別の事情の有無を問うまでもなく訴えの利益がないことになる（鴻、前掲一一二）が、取締役の任期中の行為の責任追及と決議取消の訴えは別個に処理されることになる（参照、本間、前掲一一九）。

四、事情の事後的变化にも拘わらず取消の訴えの実益を維持する「特別の事情」の存在について、前記最高裁判決は、「株

主総会決議取消の訴は、単にその訴えを提起した者の個人的利益のためのものではなく、会社企業自体の利益のためにするものであるが、上告人は、右のごとき主張をするにもかかわらず本件取消の訴が会社のためにすることについて何等の立証もしない以上、本件について特別の事情を認めるに由なく、結局本件の訴は、訴の利益を欠くに至ったものと認める外はない」と判示した。特別の事情の存するときに限り訴えの利益が認められるのであるから、原告が訴の利益を主張し、その存在を立証すべきことになると説明されている（松田・私の少数意見）が、決議取消の訴えを提起する者自身が会社のために訴えが提起されることについて立証責任を負うことにはやはり問題が残る。立証責任の点について、訴えの利益は訴訟要件であり、裁判所の職権調査事項であるからである（鴻・前掲一一二、菅原・前掲八二、鈴木・前掲八五）。さらに、判例は、決議取消の訴が株主の利益保護のために認められた権利である（大判大正二、六、二八民録一九・五三〇）と解しており、学説も訴えを提起する株主は、株主としての利益の見地においてその訴権を行使でき、取締役のように、もっぱら会社自体の利益のために行使することを要求されるものではない（大隅・今井・総合判例研究叢書商法（五）一五三、石井・株式会社法講座（三）九五九、大隅・会社法の諸問題（新版）一五八以下）とする。単に、その行使に際し、自己の純個人的な利益を追求することは許されず、特に会社の利益に反しないように誠実に

行使しなければならぬにすぎない（志村・判例演習講座商法Ⅰ一六八）。特別事情の存在の立証については、このような問題を含んでいるが、Xが結局不成功に終わったが、この点について主張、立証した以上本件ではこの問題は生じない。

五、前記最高裁判決は、特別事情の立証責任を訴えの提起権者に課す。それでは、原告はいかなる事情を立証すればよいのであろうか。立証の内容について、右判決理由では、「本件取消の訴が会社のためにすることについて何等の立証もしない以上、本件について特別の事情を認め」難いと述べた。訴えが会社のためにするものであることを明らかにすれば特別の事情があるということに直接結びつくのではないであろう（新堂・会社法演習Ⅱ八七、田中（昭）前掲七一）が、いずれにしても会社のためになるか否かの判断基準のあいまいさが残った（竹内・前掲一八八）。

Xはこの点について、特別な事情の具体的内容として、本件決議が取消されることにより、①当該役員らに支給した報酬、交際費をY会社が取戻すことができ、②右決議に基づき選任された取締役らによって選任された代表取締役OがK信用金庫との間でなした借入金の利率を改定できることになり、会社の利益になると主張した。これに対して、本判決は、「特別の事情があるというためには、当該役員らの行為によって会社（ひいては株主）が損害を蒙り、しかも、その損害を回復するために、株主として、右役員を選任した株主総会の決議を取消し、

右役員の地位を否定する以外に方途がない場合であることを要する」と判示し、特別事情の一般的基準を独自に設定した。要するに、本判決の立場は、取消し得べき決議に基づいて選任された取締役の在任中の行為により会社が蒙った損害の回復がその者が取締役でなかったことを確定する以外にははかれないこと、つまり総会決議の取消自体が取締役の責任追及の前提であり、かつそのための終局的手段でなければならぬという趣旨であろう。仮にそうであるとすれば、取締役という地位自体に付随する報酬などについては最初から除外されることになろう。本件の事例では、報酬額が著しく不当ではないことが認定されているので、この点について不都合は生じていないが、過大な報酬の返還請求をすべて不当利得の方向に向けようとする姿勢には問題の余地がある。

さらに、本判決は、役員を選任した総会決議の取消が当該役員の行為により蒙った会社（ひいては株主）の損害回復のために残された唯一の方法であることが特別の事情にあたるとする。このような立場は、取締役の責任追及のために決議を取消しておくことが必要であるとする学説の見解（西原・民商四七、二、三〇六以下、石川・前掲八九九以下）と符号しよう。しかし、取締役の行為により生じた会社の損害は、取締役在任中の行為の責任の追及により回復することも可能であり、その場合にはその者が取締役の地位にあることを前提とするから、その者の選任決議を取り消す必要はない（中野・商事法務一〇

五、二、谷口民商五四、二、二〇三、菅原・前掲八二、鈴木・前掲八五、新堂・前掲八八）といえる。したがって、この点に関する本判決の限定は問題がある。何故ならば、選任決議の瑕疵を争う訴訟では、役員らの任期が法定されている以上訴訟が長びくことにより当然退任などの事情が自動的に生じるからである。そこで、訴訟が長びくというわが国の現状の下では、または当事者が訴訟を長びかすということによっていわば必然的に生じる訴訟係属中の事情の変化において「特別の事情」に本判決のように限定的と思われる基準を設けることには疑問が生じる。何故ならば、前記昭和四五年最高裁判決が「特別の事情」について言及したのは、「将来何らかの事情で訴の利益を認める必要があるような事案が出て来た場合のことを考えて、特別事情という安全弁をつけ」た趣旨と解され（竹内・前記一八七）、さらに行政訴訟における一連の判例には、「形成判決をすることの実益を各別により詳細に吟味して訴えの利益をより、ゆるやかに認めようとする」傾向が認められる（新堂・前掲八五、傍点筆者）からである。

ところで、判旨の特別の事情に関する一般的基準からいかなる具体的事例を想定できるであろうか。そのような例を想起することは容易でないと思われるが、たとえば、「瑕疵のある手続によって悪名高い者を取締役に選任する決議をさせた結果、会社の信用を害し会社に損害を与えた、その総会の招集者たる取締役の責任追及」の事例（新堂・前掲八七）が考えられよ

う。しかし、この場合、「取締役の損害賠償責任の主たる原因は、悪名高い者を取締役候補者として総会に提案したことにあり、在任中の行為による損害とは考えられず、それ故「決議取消しの判決があったからといって、右責任追及にはそれほど役立たない」と指摘される（河本・新実務民事訴訟講座(7)三二四)。いずれにしても、本件判旨の一般的基準を具体的事案に適用する場合、特別の事情の存在が認められるのは非常に限定されることになろう。

六、本件の事案において、特別の事情に関し、裁判所が一般的基準を設ける必要があったのかどうかについても全く疑問がないとはいえないように思われる。裁判所はXの主張に対して、役員報酬、交際費が著しく過大でないこと、さらにK信用金庫との間の約定利率の改定について、当該業務執行行為が不当または不法行為性を帯びたものでないことを認定している。したがって、右の認定事実によりXの主張には理由がないとすることで足りた事案ではないかと思われる。

(早川勝)